

○ 事業概要

② 感染症対策休業要請等協力金事業(福祉保健課)

8,471,164千円

(補正後:14,799,965千円)

国のまん延防止等重点措置が本県へ適用された場合における飲食店等及び大規模集客施設への営業時間短縮要請等に伴い、協力金を支給するための経費

(まん延防止等重点措置の適用地域)

○飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給額

- ・中小企業 売上規模に応じて、1店舗1日当たり3万円～10万円の範囲で支給
- ・大企業 売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円を上限として支給

○大規模集客施設への営業時間短縮要請協力金の支給額

- ・大規模集客施設(1,000㎡以上)
1,000㎡毎に20万円×時短率(時短した時間/時短する前の営業時間)×時短日数
- ・大規模集客施設の一部を賃借するテナント
100㎡毎に2万円×時短率×時短日数 等

(上記以外の地域)

○飲食店等への営業時間短縮要請協力金の支給額

- ・中小企業 売上規模に応じて、1店舗1日当たり2.5万円～7.5万円の範囲で支給
- ・大企業 売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり20万円又は前年度(前々年度)の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額を上限として支給

・ 飲食関連事業者等緊急支援事業(商工政策課)

30,353千円

(補正後:271,398千円)

飲食店等への営業時間短縮要請が延長された場合に影響を大きく受ける飲食関連事業者等を支援するための経費

(対象者) 飲食店等への営業時間短縮要請により、直接的に大きな影響を受けた事業者

(主な要件) 対象月の売上が前年又は前々年の同月売上と比較して50%以上減少していること

(支給額) 1事業者あたり 10万円(月額)

※本県に国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が適用された場合には、国の月次支援金と本事業で支給される支援金のいずれかを事業者が選択して申請できるものとする。

③ 酒類販売事業者等緊急支援事業(オールみやぎ営業課)

122,561千円

国のまん延防止等重点措置が本県へ適用された場合、大きな影響を受ける酒類販売事業者等に対し、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給するための経費